

岩手県告示第 764 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 対象狩猟鳥獣の種類 キジ及びヤマドリ
- 2 区域 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。
- 3 期間 平成 19 年 11 月 15 日から平成 24 年 11 月 14 日までの毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで